

## ○杵築市障害者移動支援事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 29 日杵築市告示第 60 号)

改正	平成 19 年 3 月 30 日告示第 22 号	平成 20 年 6 月 30 日告示第 28 号
	平成 21 年 3 月 25 日告示第 19 号	平成 21 年 3 月 31 日告示第 31 号
	平成 22 年 3 月 26 日告示第 20 号	平成 22 年 4 月 1 日告示第 41 号
	平成 23 年 2 月 25 日告示第 17 号	平成 24 年 3 月 19 日告示第 20 号
	平成 25 年 3 月 22 日告示第 19 号	平成 26 年 3 月 31 日杵築市告示第 14 号
	平成 27 年 12 月 28 日杵築市告示第 53 号	平成 28 年 3 月 31 日杵築市告示第 23 号

### (目的)

第 1 条 杵築市障害者移動支援事業(以下「事業」という。)は、屋外での移動に困難がある障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

### (実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、杵築市とする。

2 福祉推進課長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等(以下「事業所」という。)に指定できるものとする。

### (事業の指定)

第 3 条 この事業において指定を受けようとする事業所は、杵築市地域生活支援事業所指定申請書(様式第 1 号。以下「指定申請書」という。)を福祉推進課長に提出するものとする。

2 福祉推進課長は、前項の指定申請書を受理したときは、その内容を審査し、指定の可否を決定して、杵築市地域生活支援事業所指定決定通知書(様式第 2 号)又は杵築市地域生活支援事業所指定却下通知書(様式第 3 号)により事業所に通知するとともに、杵築市地域生活支援事業所名簿(様式第 4 号)に記録するものとする。

### (事業の内容)

第 4 条 この事業の内容は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(社会通念上適当でない外出を除き、原則として 1 日の範囲以内で用務を終えるものとする。通年かつ長期にわたる外出は、介護者等の支援がなく、自立した社会生活を営む上で必要な積極的活動における外出と福祉推進課長が認めたものに限る。)の際の移動において介護を提供し、次の各号に掲げるものとする。

(1) 個別移動支援 障害者等の外出における個別への移動支援

(2) グループ移動支援 複数の障害者等からなるグループの外出における集団への移動支援

### (基準額等)

第5条 第2条第2項の規定により事業を指定する場合の基準額は次の各号とし、本条で定める単価から第13条に規定する利用料を差し引いた金額を事業所に対して支払うものとする。

- (1) 個別支援型基準額については、別表第1のとおりとする。
- (2) グループ支援型基準額については、別表第2のとおりとする。
- (3) 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)においては1回につき所定単価の100分の25に相当する額を所定単価に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)においては1回につき所定単価の100分の50に相当する額を所定単価に加算する。

2 次の各号に掲げる要件を満たす場合にあって、同時に2人の移動支援従事者が1人の利用者に対して移動支援を行ったときは、それぞれの移動支援従事者が行う移動支援につき所定単価を算定する。

- (1) 利用者の身体的理由により1人の移動支援従事者による移動支援が困難と認められる場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他利用者の状況等から判断して、第1号又は第2号に準ずると認められる場合

(対象者)

第6条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、福祉推進課長が外出時に支援が必要と認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等
- (5) その他、福祉推進課長が必要と認めた障害者等

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、杵築市移動支援事業利用申請書(様式第5号)を福祉推進課長に提出するものとする。

(利用の決定等)

第8条 福祉推進課長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは杵築市移動支援事業利用決定(却下)通知書(様式第6号)に

より申請者に通知するとともに、決定した障害者等を移動支援事業利用登録者名簿に登載するものとする。

(利用登録の有効期限及び更新申請)

第9条 前条の規定による承認決定の認定期間は、承認を行った日から起算して、最初に到達する6月30日までとする。

2 利用者が、認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間満了日までの1月以内に第7条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の変更及び廃止)

第10条 利用者の保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、杵築市移動支援事業利用変更(廃止)届(様式第7号)により、速やかに福祉推進課長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

(利用の取消し)

第11条 福祉推進課長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による利用決定を取り消すことができる。この場合、杵築市移動支援事業利用取消通知書(様式第8号)により、通知するものとする。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他福祉推進課長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第12条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(利用料)

第13条 利用者は、利用料としてサービスを提供した単価の1割を福祉推進課長又は福祉推進課長から指定を受けた事業所に支払うものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。また、有料道路及び有料駐車場等を使用したときは、利用料とは別に当該実費を負担しなければならない。

(利用料の負担上限月額)

第14条 利用者の当該事業の負担上限月額は家計に与える影響その他の事情をしん酌して、別表第3に定める額に準ずる額とする。

(遵守事項等)

第15条 第3条第2項により指定を受けた事業者(以下「事業者」という。)は、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、事業所ごとに勤務の体制を定めておかななければならない。

2 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、福祉推進課長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、従業者、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供した日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。
- 6 福祉推進課長は、事業の適切な実施を図るため必要に応じて、事業所が行う業務の内容を調査するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉推進課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第22号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日告示第28号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日告示第19号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第31号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日告示第20号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第41号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月25日告示第17号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日告示第20号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日告示第 19 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日杵築市告示第 14 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日杵築市告示第 53 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日杵築市告示第 23 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表第 1(第 5 条関係)

##### 個別支援型基準額単価表

###### ◆身体介護を伴う移動支援の場合

所要時間	単価
30 分未満	2,540 円
30 分以上 1 時間未満	4,020 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,840 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,670 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,500 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,330 円
3 時間以上の場合の 30 分を増すごとの加算額	830 円

###### ◆身体介護を伴わない移動支援の場合

所要時間	単価
30 分未満	1,050 円
30 分以上 1 時間未満	1,970 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,760 円
1 時間 30 分以上の場合の 30 分を増すごとの加算額	700 円

#### 別表第 2(第 5 条関係)

##### グループ支援型基準額単価表

###### ◆身体介護を伴う移動支援の場合

移動支援従事者に対する	1:2	1:3	1:4	1:5	1:6
-------------	-----	-----	-----	-----	-----

所要時間					
30分未満	1,380	1,000	810	690	610
30分以上1時間未満	2,400	1,730	1,400	1,200	1,070
1時間以上1時間30分未満	3,480	2,510	2,030	1,740	1,550
1時間30分以上2時間未満	3,930	2,840	2,290	1,970	1,750
2時間以上2時間30分未満	4,380	3,160	2,560	2,190	1,950
2時間30分以上3時間未満	4,830	3,490	2,820	2,420	2,150
3時間以上の場合の30分を増すごとの加算額	420	300	250	210	190

◆身体介護を伴わない移動支援の場合

	移動支援従事者に対する					
		1:2	1:3	1:4	1:5	1:6
所要時間						
30分未満		480	350	280	240	210
30分以上1時間未満		900	650	530	450	400
1時間以上1時間30分未満		1,350	980	790	680	600
1時間30分以上の場合の30分を増すごとの加算額		420	300	250	210	190

別表第3(第14条関係)

区分	対象者区分	障害者の場合	障害児の場合
生活保護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第4号に該当する生活保護世帯	0円	0円
低所得1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第3号に該当する市民税非課税世帯(前年収入合計額が80万円以下)	0円	0円
低所得2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号に該当する市民税非課税世帯(低所得1に該当しないもの)	0円	0円
一般1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号に該当する市民税課税世帯(所得割16万円(障害児の場合は28万円)未満)	9,300円	4,600円
一般2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号に該当する市民税課税世帯(所得割16万円(障害児の場合は28万円)以上)	37,200円	37,200円

備考

- この表における「世帯」の範囲については、障害者(障害児の場合は保護者)とその配偶者とする。

- 2 この表における「市民税」については、障害者移動支援事業に係るサービス利用月が属する年の前年(利用月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市民税をいう。

様式第1号(第3条関係)

地域生活支援事業所指定申請書

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

地域生活支援事業所指定決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第3条関係)

地域生活支援事業所指定却下通知書

[別紙参照]

様式第4号(第3条関係)

地域生活支援事業所名簿

[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

障害者移動支援事業利用申請書

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

移動支援事業利用決定(却下)通知書

[別紙参照]

様式第7号(第10条関係)

移動支援事業利用変更(廃止)届

[別紙参照]

様式第8号(第11条関係)

移動支援事業利用取消通知書

[別紙参照]

受付番号

杵築市地域生活支援事業所指定申請書

年 月 日

福祉推進課長 様

申請者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者 代表者 印

杵築市障害者移動支援事業等に伴う事業所の指定に関する要綱に規定する、杵築市地域生活支援事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事業所（施設）所在地市町村番号		
申請者（設置者）	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 — ) 県 郡・市		
	連絡先電話番号		FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ氏名	
代表者の住所	(郵便番号 — ) 県 郡・市			

注意：杵築市地域生活支援事業所の指定申請については、原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において既に都道府県から指定を受けているか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律以外の法律において既に指定を受けている事業所であることが要件となります。

施設の種類の指定を受けようとする事業所・	フリガナ			
	名称			
	事業所（施設）の所在地	(郵便番号 — ) 県 郡・市		
	地域生活支援事業において行う事業等の種類	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律以外の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
事業所番号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は他法において既に都道府県から指定を受けている番号			
事業所番号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は他法において既に都道府県から指定を受けている番号			
事業所番号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は他法において既に都道府県から指定を受けている番号			

(備考)

- 1 「受付番号」「事業所（施設）所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「地域生活支援事業において行う事業等の種類」の欄については、生活サポート事業、日中一時支援事業、移動支援事業、更生訓練費給付事業、経過的デイサービス事業の中より選んで記載してください。(複数可)
- 3 「事業所番号」欄には、都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。  
なお、都道府県等において事業所としての指定を受けたことを証する書類の写しを添付してください。

様式第 2 号(第 3 条関係)

第 号  
年 月 日

杵築市地域生活支援事業所指定決定通知書

様

福祉推進課長

㊟

年 月 日に提出のありました、杵築市地域生活支援事業所指定申請書につきまして、審査の結果、下記のとおり指定が決定しましたので、杵築市障害者移動支援事業実施要綱第 3 条の規定により通知します。

記

フリガナ 事業所の名称	
事業の種類	
所在地	
事業開始年月日	
施設の種別	
入所(入居)定員	人
備考	

様式第 3 号(第 3 条関係)

第 号  
年 月 日

杵築市地域生活支援事業所指定却下通知書

様

福祉推進課長

㊟

年 月 日に提出のありました、杵築市地域生活支援事業所指定申請書につきまして、審査の結果、却下することに決定しましたので、杵築市障害者移動支援事業実施要綱第 3 条の規定により通知します。

却下の理由

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、杵築市長に対して審査請求をすることができます。(ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に杵築市を被告として(訴訟において杵築市を代表する者は杵築市長となります。)提起することができます。(ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)



杵築市福祉推進課長 様

杵築市障害者移動支援事業利用申請書

杵築市障害者移動支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この申請につき、福祉推進課長が私又は私の世帯員の税務関係情報の調査を行うこと及び税務関係課長が回答すること、並びに本事業に伴う給付額をサービス事業所が代理受領することについて同意します。

記

申請者	フリガナ			生年月日	年月日
	氏名	⑩ (個人番号)			
	居住地			電話番号	
申請に係る児童氏名	フリガナ			生年月日	年月日
	氏名	⑩ (個人番号)		続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号	疾患名 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載すること)

他のサービス利用状況	障害福祉サービス	障害程度区分	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等			
介護保険	要介護認定	要支援 ( ) ・ 要介護 1 2 3 4 5			
	介護保険	利用中のサービスの種類と内容等			
支援の内容	種別	<input type="checkbox"/> 個別支援型	<input type="checkbox"/> 身体介護有り		
		<input type="checkbox"/> グループ支援型	<input type="checkbox"/> 身体介護無し		
希望する事業					
世帯員の状況	氏名 (続柄)	生年月日	氏名 (続柄)	生年月日	
所得区分 生活保護 ・ 低所得1 ・ 低所得2 ・ 一般1 ・ 一般2					

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)				
フリガナ			申請者との関係		
氏名	⑩ (個人番号)				
住所	〒			電話番号	

第 号  
年 月 日

様

福祉推進課長

印

杵築市移動支援事業利用決定（却下）通知書

杵築市移動支援事業実施要綱第 8 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定

決定者	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	居住地		
申請に係る 児童氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
		続柄	
有効期間			
費用負担		負担上限額月額	

支援の種類・ 内容	種類	<input type="checkbox"/> 個別支援型 <input type="checkbox"/> グループ支援型	<input type="checkbox"/> 身体介護有り <input type="checkbox"/> 身体介護無し
	内容		

注意事項	1 事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示して下さい。 2 記載事項等に変更があったときには、福祉推進課長にその旨を届け出て下さい。
------	--

2 却下

却下理由	
------	--

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に杵築市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、杵築市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に杵築市を被告として（訴訟において杵築市を代表する者は杵築市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

福祉推進課長 様

杵築市移動支援事業利用変更(廃止)届

杵築市移動支援事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

利用者等	フリガナ			生年月日	年月日
	氏名	(個人番号)			
	居住地			電話番号	
利用に係る児童氏名	フリガナ			生年月日	年月日
	氏名	(個人番号)		続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号	

1 変更

変更事項	変更前	変更後
氏名等		
居住地		
その他		
変更年月日		

2 廃止

事業の利用を廃止します。

理由 ( )

様

福祉推進課長



杵築市移動支援事業利用取消通知書

杵築市移動支援事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地			
申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
取消年月日				
取消理由				

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に杵築市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、杵築市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に杵築市を被告として（訴訟において杵築市を代表する者は杵築市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。